

令和2年度水産庁補助事業「持続的利用調査等事業」に係る公募要領

一般財団法人日本鯨類研究所は、以下の事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、受託を希望する方は、本要領に従いご応募ください。

1. 事業内容

令和2年度において、一般財団法人日本鯨類研究所が実施する水産庁補助事業「持続的利用調査等事業」のうち、「鯨類科学調査」における成果の発信や鯨食文化等の広報事業を、高度な技術的知見の活用又は、複数の事業者等との調整等、当研究所が単独で実施が困難な事業の一部をフォローし、本事業の成果がより発現するよう取り組むとともに、その成果をとりまとめる。

2. 事業内容（分野別）

1) マスメディアやWEB、イベント等を通じた持続的な捕鯨や鯨類科学調査、鯨関連文化等に関わる情報発信（画像・動画映像制作、記事、刊行・印刷物、座談会、シンポジウム、展示会等を含む）：

我が国は令和元年に大型鯨類を対象とした捕鯨業を31年ぶりに再開しました。この科学的根拠に根ざした「捕鯨業」を持続的に継続していくためには、国民の理解を得ることがきわめて重要なことから、日本が推進する科学的根拠に基づく海洋水産資源の持続的利用という基本的な考え方に沿って行われている捕鯨業や、その裏付けとなる鯨類科学調査について、また、歴史ある鯨食を含む捕鯨文化等について、国内外に広く発信して理解を深めてもらうとともに、改めて日本人とクジラの関係性を認識・再考し、捕鯨を次世代へと継承していくため、例えば、座談会やシンポジウムの開催、展示会等の開催、マスメディアやインターネットサイトでの特集や印刷物等でクジラの生態や調査、持続的な捕鯨及び鯨食を含む捕鯨文化の紹介や詳細な説明等を行う。

2) 児童・生徒・学生を対象とした鯨の出張授業等の開催：

鯨肉になじみをもってもらうとともに、海洋水産資源である鯨類の持続的利用についての理解を深めてもらうため、例えば、クジラの生態、捕鯨業、鯨類科学調査や鯨食を含む捕鯨文化の紹介等の出張授業やセミナー等を小学生から大学生を対象とし開催（対象選出方法等の提案や調整業務を含む）等を行う。授業で使用する教材等の作成や、授業当日に鯨料理を学校給食として提供する提案を含むこと等の取り組みも本事業の対象とする。

※開催頻度はおおよそ年20回を想定。

3) 鯨食にゆかりのある地域を中心とした調査成果や捕鯨文化の発信に関する小規模イベント・展示等の開催：

鯨食文化の残る地域や小型捕鯨業が行われている地域等（鯨に関わるイベント等を開催してきた実績がある地域等を含む）において、鯨類科学調査の結果、捕鯨の歴史や鯨食文化等の紹介を行うため、例えば、イベントへの出店、イベントや展示会主催や、鯨料理を地域の名産品とする等のPR事業の開催等を行う。また、一般消費者に試食等を通じて、食体験を付与する取り組みも本事業の対象とする。

4) 鯨食にゆかりのある地域を中心とした一般向けの鯨料理教室及び、栄養士等向けの鯨料理教室の開催：

鯨食の習慣が残る地域を中心とした鯨食文化の維持・振興や、次世代の若者への鯨食普及を推進するため、例えば、鯨食にゆかりのある地域等での伝統的な鯨料理を伝えると共に現代に通じる鯨料理を提案する一般向けの教室の開催や、多くの人に鯨の食体験を付与できる学校給食等のメニュー設計をになう人材である栄養士や栄養士を目指す学生等をターゲットとする鯨料理・栄養教室を開催する。

5) 上記 1-4 以外の本事業の趣旨に沿った取り組み

3. 応募資格：

本事業への応募は企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、特定非営利活動法人とするほか、複数の民間団体等が本事業の実施のために組織した任意団体（民法上の組合に該当するもの、以下「協定機関」という）による提案も可とします。この場合、本事業を実施すること等について、当該団体を代表する機関を定める必要があります。

いずれの応募者であっても民間団体等（協定機関を構成するすべての団体）が次のすべての条件を満たすものとします。

- 1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2) 本事業にかかる経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準じるもの）を備えているものであること。
- 3) 日本国内に所在し、本事業全体及び契約金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 4) 法人等（個人、法人、または団体）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店、もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）でないこと。

4. 提案期限及び提出先：

1) 提出期限

- a 第 1 次募集：令和 2 年 6 月 3 0 日（火） 正午
- b 第 2 次募集：令和 2 年 7 月 3 1 日（水） 正午
- c 第 3 次募集：令和 2 年 9 月 1 5 日（火） 正午
- d 第 4 次募集：令和 2 年 1 0 月 3 0 日（金） 正午
- e 第 5 次募集：令和 2 年 1 2 月 1 0 日（木） 正午

※応募状況等により、公募期間を変更する場合があります。公募期間を変更する場合は、（一財）日本鯨類研究所ウェブサイトにてお知らせします。

2) 提出先

〒104-0055

東京都中央区豊海町 4-5 豊海振興ビル 5 階

一般財団法人日本鯨類研究所 広報室

電話 03-3536-6521

3) 提出方法

- a) 送付方法： 郵送（書留等）、宅急便での提出
- b) 必要書類： 1) 課題提案書（含む収支計画及び期待される効果） 3 部
2) 提出者の概要がわかる資料（含む担当者名） 1 部

提出者	資料
企業（株式会社、有限会社等）	定款、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等
公益法人等（一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、特定非営利活動法人等）	定款、貸借対照表、収支計算書、パンフレット等
協同組合等	定款、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等
その他任意団体（協議会、グループ等）	設立趣意書、規約書、構成員名簿、財政状態がわかる資料等

なお、1つの団体が複数の事業分野に応募する場合、必要書類の2は一部、課題提案書は事業別に提出してください(但し、提案内容から2つの事業が密接な関係があると認められる場合はまとめて1つの課題提案書としての提出を認める場合があります)。

5. 選定方法等：

- ・応募団体の要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- ・課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、課題提案書等を提出した者の負担とします。
- ・当所が主催する広報企画会議にて審査を行い、結果については応募者に対して速やかに通知します。但し、決定にかかわる審査の経過、審査結果の内容等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・審査に当たり、一般財団法人日本鯨類研究所から応募団体に提案内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて応募提案書に関するヒアリングを行うこともありますので、あらかじめ御承知願います。
- ・課題提案書の内容については、審査での選考を受けて修正させていただくことがあります。
- ・提出書類の返却はいたしません。
- ・提出された課題提案書等は審査以外には無断で使用いたしません。

6. 事業成果の報告：

事業成果及び委託契約に基づく委託費の使用結果については、本事業終了後、必要な報告を行っていただきます。また、本事業終了後に得られた事業成果について、必要に応じ発表していただくことがあります。

7. 成果品（著作権等）の帰属等：

本事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等（以下「知的財産権」という）が発生した場合、その知的財産権は一般財団法人日本鯨類研究所に帰属します。